

添付法令資料 3 :

既に輸出された物品の再輸入関税免除付与の技術ガイドラインに関する
2022年6月6日付インドネシア共和国財務省関税総局関税総局長規則

No. PER-04/BC/2022

(目次)

同日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	範囲
第 1 節	再輸入 (第 2 条)
第 2 節	再輸入品に対する関税免除 (第 3 条ないし第 5 条)
第 3 章	既に輸出された物品の再輸入
第 1 節	輸出税関申告 (第 6 条)
第 2 節	関税免除申請 (第 7 条)
第 3 節	関税免除申請の審査 (第 8 条)
第 4 節	輸入税関申告 (第 9 条)
第 5 節	税関検査 (第 10 条)
第 4 章	運送手段の乗客、乗組員又は越境者により携帯される物品及び別送品の再輸入
第 1 節	運送手段の乗客、乗組員又は越境者により携帯される物品の再輸入 (第 11 条)
第 2 節	別送品の再輸入 (第 12 条)
第 5 章	雑則
第 1 節	管理 (第 13 条)
第 2 節	SKP (サービスコンピューターシステム) (第 14 条)
第 6 章	終則 (第 15 条)